

別表3 減免対象施設（高崎市市税条例および同施行規則）

番号	対象	要件等	適用の有無	
			資産割	従業者割
1	教科書出版事業用施設	教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の教科書出版に係る売上金額が出版物販売事業の総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合の当該教科書出版の事業用施設	1/2	1/2
2	劇場等	地方税法第72条の2第8項第28号に規定する演劇興行業の用に供する施設（以下「劇場等」という。）で次に該当するもの		
	ア 慈善興行を行う劇場等	（ア）その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの	1/2	—
	イ 舞台等の広い劇場等	（イ）（ア）以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋（以下「舞台等」という。）の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大であると認められるもの（おおむね同程度以上）	当該舞台等に係る資産割の1/2	—
3	指定自動車教習所	道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所	1/2	1/2
4	大学以外の学校の生徒等の旅行用貸切バスに供する施設	道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち、事務所以外の部分（当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。）	下記参照	下記参照
	当該旅行に係るバスの走行km数の合計数を当該者の本来の事業に係るバスの総走行km数の合計数に対する割合を乗じて得た値の2分の1（※注）  （※注） $\text{軽減の割合} = \frac{\text{当該旅行に係るバスの走行km数の合計数}}{\text{当該者の本来の事業に係るバスの総走行km数の合計数}} \times \frac{1}{2}$			
5	酒類卸売業の酒類保管倉庫	酒税法第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1/2	—
6	倉庫業者の事業用倉庫	倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者が、その本来の事業の用に供する倉庫で、市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が、30,000㎡未満であるもの	全額	全額
7	タクシー事業用施設	地方税法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設（事務所以外の施設）で当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	全額	全額
8	中小企業近代化助成施設	廃止前の中小企業振興事業団法の施行前において小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設で、地方税法第701条の34第3項第18号（非課税対象施設）に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	全額	全額

別表3 減免対象施設（高崎市市税条例および同施行規則）

9	農林中央金庫等	農林中央金庫又は商工組合中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全額	全額
10	農業協同組合等の共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（非課税対象施設、購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除く。）	全額	全額
11	果実飲料等の保管用倉庫	果実飲料の日本農林規格第1条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積3,000㎡以下の場合に限る）	1/2	—
12	ビルメンテナンス業用施設	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者が本来の事業の用に供する施設	—	全額
13	列車内食堂及び売店施設	列車内において食堂及び売店の事業を行う者が本来の事業の用に供する施設	—	1/2
14	古紙回収事業用施設	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	1/2	—
15	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	1/2	—
16	ねん糸原材料又は製品の保管用施設	ねん糸、かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸、かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る。）又は機械染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行う者にあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	1/2	—
17	漬物の製造用施設	野菜又は果実（梅に限る。）の漬物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	—
18	粘土かわら製造業用施設	粘土かわら製造業の施設のうち、原料置場、乾燥場（成形場、施ゆう場を含む。）及び製品倉庫	1/2	—
19	い草製品の原材料又は製品の保管の用に供する施設	い草製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設（い草製品と併せ製造するポリプロピレン製花むしろに係るものを含む。）	1/2	—
20	市長が特に認めるもの	前各号に掲げるもののほか、市長が特に減免を必要と認める施設 （例）合併に伴う資産割の二重課税	市長が定める額	
21	天災等により被害を受けた施設	震災、風水害、火災等による災害によって、事業所用家屋が滅失し、又は甚大な被害を受けた者	市長が定める額	